



家庭ではぐくむ 生き合う力

No.
44
令和5年2月発行

人権ミナモ

「人権」と聞くと、教科書に出てくる、なんとなく「堅苦しいもの」、「自分には関係のないもの」と感じていませんか。人権とは、「誰もが幸せに生きる権利」のことで、みなさんが生まれながらにして持っている権利です。

一方で人権に関する問題は様々で、子どもの人権問題であれば、いじめ・児童虐待・不登校や引きこもりといった問題が存在します。

この資料は、そうした身の回りの人権問題をはじめ、小学校・中学校の教科書で取り上げられている人権に関する記述をご紹介します。

本資料が各ご家庭で身近な人権について考えていただくきっかけとなれば幸いです。

ありませんか？あなたのまわりでこんなこと

性的指向及び性自認（性同一性）を理由とする偏見・差別

男性は女性を（女性は男性を）好きになるのが当然と思っていませんか？



感染症に関連する偏見や差別

新型コロナウイルス・エイズ・肝炎等の感染症に感染された方やご家族等に差別的な扱いをしていませんか？



部落差別（同和問題）

正しく理解していますか？



子どもの人権

虐待や体罰などをそのままにしていませんか？



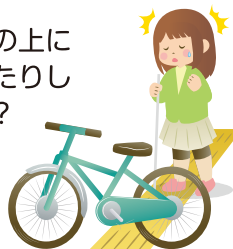
インターネットによる人権侵害

SNSやネット掲示板に他人の悪口を書き込んだりしていませんか？



障がいのある人の人権

点字ブロックの上に自転車を止めたりしていませんか？



女性の人権

家事は女性がするものと思っていませんか？



外国人の人権

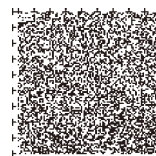
外国人だからといって偏見を持っていませんか？



その他の人権問題

高齢者、犯罪被害者とその家族、労働者、アイヌの人々の人権など

学校では、人権の勉強をどのようにしているのかな？
次ページを見てみよう！



小学校・中学校の教科書では、次のように取り上げられています。

小学校では…

憲法の三つの原則

日本国憲法には基本的^{じんけん}人権の尊重^{そんちよう}、国民主権、平和主義の三つの原則があります。

基本的人権とは、だれもが生まれながらにして持っている、人間らしく生きるための権利^{けんり}のことです。

出典：東京書籍株式会社「新しい社会6 政治・国際編」10頁

国民の権利

- 思想や学問の自由
- 働く人が団結する権利
- 個人の尊重、男女の平等
- 教育を受ける権利
- 政治に参加する権利（参政権）
- 言論や集会の自由
- 裁判^{さいばん}を受ける権利
- 仕事について働く権利
- 居住や移転、職業を選ぶ自由
- 健康で文化的な生活を営む権利（生存権^{せいぞん}）



憲法は、基本的人権の尊重を原則の一つとし、上の図のように、さまざまな国民の権利^{けんり}を保障^{ほしょう}しています。また、憲法には、国民が果たさなければならない義務^{ぎむ}（※）についても定められています。

わたしたちは、憲法の定める権利を正しく行使するとともに、おたがいの権利を尊重する態度を身につけるように努力しなければなりません。そして、国民としての義務を果たしていく必要があります。

出典：東京書籍株式会社「新しい社会6 政治・国際編」15頁

（※）：子どもに教育を受けさせる義務、仕事について働く義務、税金^{おき}を納める義務

中学校では…

人権を保障するとは

私たちが自由で人間らしい豊かな生活を送れるように、日本国憲法は、平等権、自由権、社会権、参政権などの、基本的人権を保障しています。こうした人権の保障は、一人一人の個性を尊重し、かけがえのない個人としてあつかうという「個人の尊重^{もとの}」の考え方（憲法第13条）に基づいています。

個人の尊重の考え方は、「法の下^{もと}の平等」（憲法第14条①）とも深く関係しています。これは、ある人を特別に有利にあつかったり、不利にあつかったりすれば、個人の尊重^{そこ}が損なわれるからです。一人一人をかけがえのない個人として尊重するためには、全ての人々を平等にあつかうことが必要です。

出典：東京書籍株式会社「新しい社会 公民」48頁

子どもの人権

子どもは成長の過程にあるため、親の保護を受けたり、飲酒や喫煙^{きつえん}の禁止といった特別の制限を受けたりします。しかし、子どもも一人の人間であり、個人として尊重されながら成長する権利を持っています。

1989年に国際連合で採択された「子ども（児童）の権利条約」を、日本は1994（平成6）年に批准しました。この条約は、子どもにも人権が保障されることを確認^{かくにん}し、生きる権利や守られる権利、意見^{ひじゅん}を表明する権利などを定めています。国は、子どもが将来にわたって健やかに成長できるように、これらの権利を守っ

ていかなければなりません。

出典：東京書籍株式会社
「新しい社会 公民」49頁

生きる権利



守られる権利



育つ権利



参加する権利



部落差別（同和問題）について

江戸時代には、武士や百姓、町人などの身分が固定化し、身分によって職業や住む場所が決められ、身分は親から子へと代々引き継がれていきました。百姓や町人とは別に、身分上厳しく差別されてきた人々は、仕事や住む場所、身なりを百姓や町人とは区別されるなど、厳しい差別のもとにおかれ、幕府や藩も差別を強めました。

明治時代に、政府はいわゆる解放令によって、差別されていた身分を廃止しましたが、その後も就職や結婚などの差別は続きました。これに対して、差別を打ち破ろうとする部落解放運動が起こりました。

被差別部落の出身者に対する差別（同和問題）は、対象地域の人々の生活を改善する同和对策事業や差別をなくす啓発活動が進められてきましたが、今もなお解消されておらず、「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。

【同和問題関係年表】

1871（明治4）年10月	「 <small>せんしょうはいしれい</small> 賤称廃止令（いわゆる解放令）」布告 えた身分、ひにん身分が廃止される
1922（大正11）年3月	全国水平社結成 「解放令」布告後も就職や教育、結婚などで残る差別を打ち破ろうとする部落解放運動が起こり、全国水平社が結成される
1965（昭和40）年8月	同和对策審議会から「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての答申提出 部落差別の撤廃は国の責務であり、国民の課題であることが宣言される
2016（平成28）年12月	「部落差別の解消の推進に関する法律」施行

家庭で話し合ってみましょう！

部落差別（同和問題）は、いつ、どのように始まり、どんな差別に苦しんでいるのだろう。どうしたらなくすことができるだろう。

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年12月施行）

基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別のない社会を実現することを目的として施行されました。



差別落書き等

インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなど



結婚・就職等における差別

同和地区出身であることを理由に結婚に反対したり、就職等において不利な取扱いをするなど



差別につながる身元調査等

出身地を調べたり、特定の地区が同和地区かどうか調査したりするなど

部落差別に関する事例

えせ同和行為

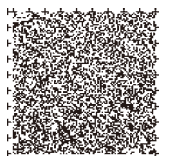
同和問題を口実に、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、高額の本を売りつけたり、寄附金を強要するなど

調べてみよう！

・法務省ホームページ
「部落差別（同和問題）を解消しましょう」

法務省 部落差別

検索

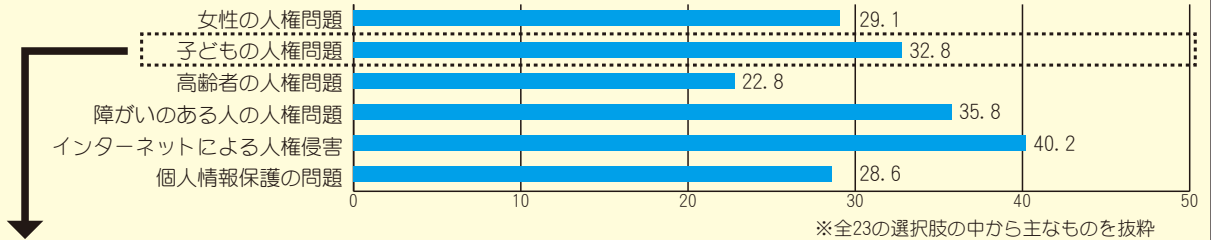


県民意識調査から読み取る子どもの人権

県では、5年おきに県民のみなさんの人権に対する考え方や県民が求めている施策の方向性を把握するため「人権に関する県民意識調査」（以下「意識調査」という。）を実施しています。

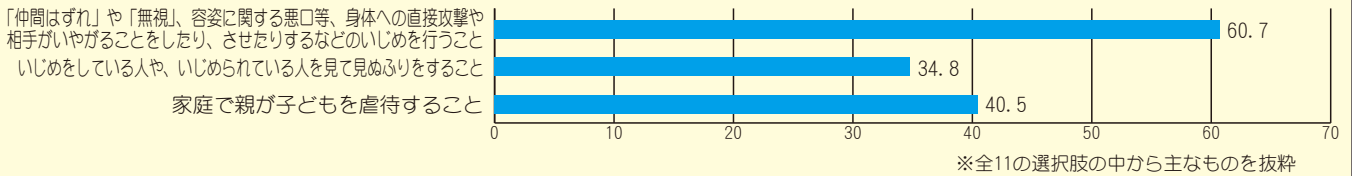
令和3年度に実施した意識調査において、関心をもっている人権問題の上位3つは、「インターネットによる人権侵害」、「障がいのある人の人権問題」、「子どもの人権問題」という結果となりました。

以下にあげた各人権問題の中で、あなたが現在関心をもっているものはどの問題ですか。
次の中からいくつでも選んで○をつけてください。



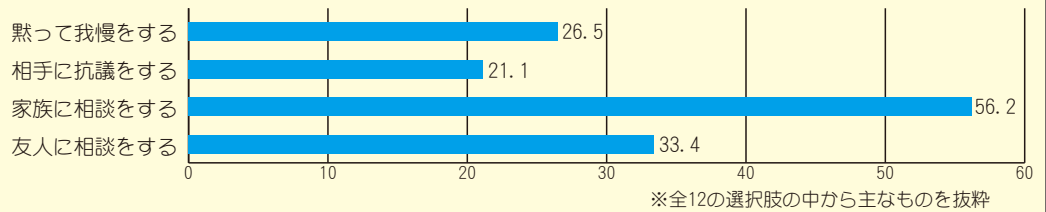
子どもの人権問題について掘り下げてみると、特に問題があると思うことは、『「仲間はずれ」や「無視」、容姿に関する悪口等、身体への直接攻撃や相手がいやがることをしたり、させたりするなどのいじめを行うこと』が最も高くなっており、『いじめ』に対する問題意識が高いことが伺えます。

子どもの人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか。
次の中から2つまで選んで○をつけてください。



いじめなどの人権侵害を受けた場合、どのような対応をするかという問いに対しては、「家族に相談する」、「友人に相談する」といった割合が高い一方で「黙って我慢をする」と回答した方も26.5%にのぼっています。

もしも人権侵害を受けた場合、どのような対応をしますか。
次の中からいくつでも選んで○をつけてください。



一人で悩んでいませんか？ 誰かに相談してみませんか？

岐阜県では、下記の相談窓口を設置しています。黙って我慢せず、ぜひご相談ください。

子供SOS24（夜間・休日・祝日を含めた24時間体制）：0120-0-78310

★いじめ、不登校、学習、進路、友だち、親子関係、人権に関すること等の相談を24時間受け付けます。

★携帯電話からでもつながります（フリーダイヤルですので無料です）。

教育相談ほほえみダイヤル：0120-745-070

★いじめ、不登校、学習、進路、友だち、親子関係、人権に関すること等の相談を受け付けています。

<相談対象>小学生から高校生までの児童生徒とその保護者等です。

<相談時間>月曜日～金曜日 9:30～16:15（祝日、年末年始は除きます。）

★フリーダイヤルですので無料です。★携帯電話からは、つながりません。

岐阜県教育委員会 学校安全課 教育相談係：058-271-3328

★いじめ、不登校、学習、進路、友だち、親子関係、人権に関すること等の相談を受け付けています。

<相談対象>小学生から高校生までの児童生徒とその保護者等です。

<相談時間>月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日、年末年始は除きます。）

★通話料がかかります。

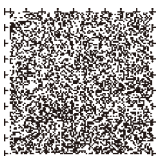
子どもの人権110番：0120-007-110

★「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待といった、子どもをめぐる人権問題の解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話です。

<相談対象>子どもだけでなく、大人もご利用可能です。

<相談時間>月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日、年末年始は除きます。）

★フリーダイヤルですので無料です。



このリーフレットに対するご意見をお寄せください！(右のQRコードからご回答下さい。)

